平成２３年（フ）第１０５号
栃木県栃木市鍋山町1005番地２
債務者　土佐　英樹
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１２号
栃木県下野市駅東４丁目10番５号、従前の住所栃木県下野市駅東１丁目９番５号　林ハイツ201
債務者　今野　亜耶
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２１４０号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目38番地５
債務者　遠山　敏信
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０３号
横浜市青葉区奈良１丁目13番地９　オークヴィレッジ202
債務者　小林　　毅
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８号
熊本県上天草市松島町合津6973番地４
債務者　吉野　誠哲
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第７８０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1107―305
債務者　坪井　　賢
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４０号
釧路市鳥取大通３丁目15番６号、住民票上の住所北海道白糠郡白糠町西庶路西２条北２丁目１番地１
債務者　福地　　諭
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２４２号
釧路市堀川町５番231号
債務者　スナック舞こと　工藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２４３号
釧路市堀川町５番231号
債務者　斎藤　昭司
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２４４号
釧路市大楽毛西１丁目13番19号
債務者　剣地　りか
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７９４号
東京都八王子市横川町108―２―302
債務者　山口　香里（旧姓福永）
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７９５号
東京都中野区松が丘２丁目36―８―505
債務者　渡邊むつみ（旧姓星山）
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８１５号
東京都中野区新井３丁目37―82
債務者　春日　靖寛
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８３５号
東京都葛飾区高砂３丁目31―10―105
債務者　長田さゆり
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８６４号
東京都中野区弥生町４丁目17―１
債務者　上野　善久
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部